

椎津川流域懇談会規約

(名称)

第1条 本会は椎津川流域懇談会（以下、「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が、河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合等に、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市長の意見を聴く場として設置するものである。

なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(委員)

第3条 懇談会は、別表に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市長から構成される委員をもって組織する。

2 委員は千葉県知事が依頼し、任期は原則として依頼を承諾した日から当該年度末までとし、再任を妨げない。

(座長)

第4条 懇談会には、座長をおき、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総括するとともに懇談会の議長を務めるものとする。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

(懇談会の開催)

第5条 懇談会は必要に応じ開催することとし、千葉県知事を代行し、千葉縣市原土木事務所長の招集により開催される。

(委員以外の者の懇談会への出席)

第6条 懇談会では、必要に応じ委員以外の者の出席を求め意見等を求めることができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局を千葉縣市原土木事務所に置く。

(懇談会の公開)

第8条 懇談会の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。

(その他)

第9条 この規約に定めるものの他、懇談会の運営に関する必要な事項は、千葉県知事が定める。

第10条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。

(付則)

この規約は平成19年12月19日から施行する。

この規約は平成21年3月11日から施行する。

この規約は平成24年4月1日から施行する。

この規約は平成26年4月1日から施行する。

別表 椎津川流域懇談会 委員

区 分	人 数
学 識 経 験 者	2名以内
関 係 住 民	6名以内
関 係 市 長	1名
合 計	9名以内